

# 令和7年度第1回 長崎市移動等円滑化推進協議会



# はじめに

## 協議目的

本市では、令和3年11月に「長崎市バリアフリーマスタープラン」及び「長崎市第2期バリアフリー基本構想」を策定し、重点整備地区内(都心部地区、都心周辺部地区)における一層のバリアフリー化を推進してきました。

現在、これらの計画が令和7年度末で計画期間の満了を迎えることから、社会状況の変化や市民意向、周辺状況の変化等を踏まえた現行計画の評価を行い、次期5年間における計画の方向性について協議することを目的としております。

## 各計画の関係性

マスタープラン(基本的な考えを示すもの)

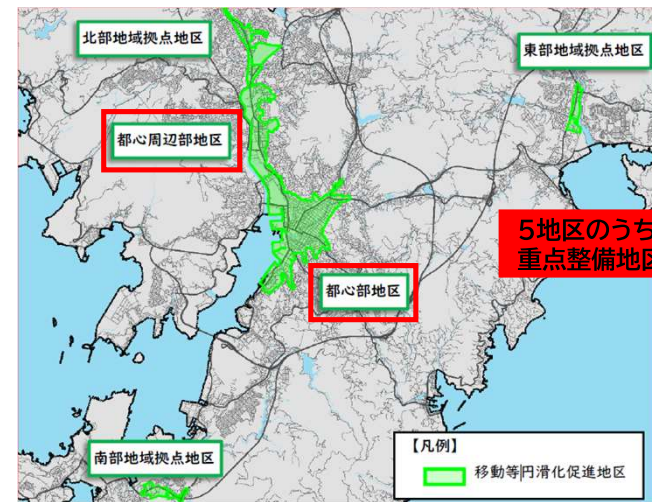
基本構想(実施すべき事業を位置づけるもの)

特定事業計画(実施内容を示すもの)

- ・バリアフリー化すべき地区、施設、経路の設定
- ・本市の課題を踏まえた目標や方向性の設定

- ・特にバリアフリー化すべき重点地区の設定
- ・バリアフリー化すべき特定事業内容の設定

- ・特定事業の具体的な事業内容、事業量、事業実施予定時期等の実施計画書の設定



5地区のうち2地区  
重点整備地区に指定



対象施設	事業概要	実施主体	実施予定時期					事業化
			R4	R5	R6	R7	R8以降	
乗合バス	低床車両の導入	長崎自動車	●	●	●	●	●	検討
		長崎県交通局	●	●	●	●	●	

対象施設	事業概要	実施主体	実施予定期間					事業化
			R4	R5	R6	R7	R8以降	
(都)新地町 稲田町線	歩道の設置	長崎市	●	●	●	●	●	
	視覚障害者誘導用ブロックの設置						●	●
	電線類地中化		●	●	●			

対象施設	事業概要	実施主体	実施予定期間					事業化
			R4	R5	R6	R7	R8以降	
松山踏切	エスコートゾーンの設置	長崎電気軌道	●					
大橋踏切			●					

生活関連施設設定の考え方

生活関連経路設定の考え方

常に多数の人が利用する施設  
高齢者、障害者等の利用が多い施設

より多くの人が利用する経路  
生活関連施設相互のネットワークを確保

## 会議進行

議題(1)次期バリアフリーマスタープランの方針について(資料1)



質 疑 応 答



議題(2)次期バリアフリー基本構想の方針について(資料2)



質 疑 応 答



議題(3)今後のスケジュールについて(資料3)



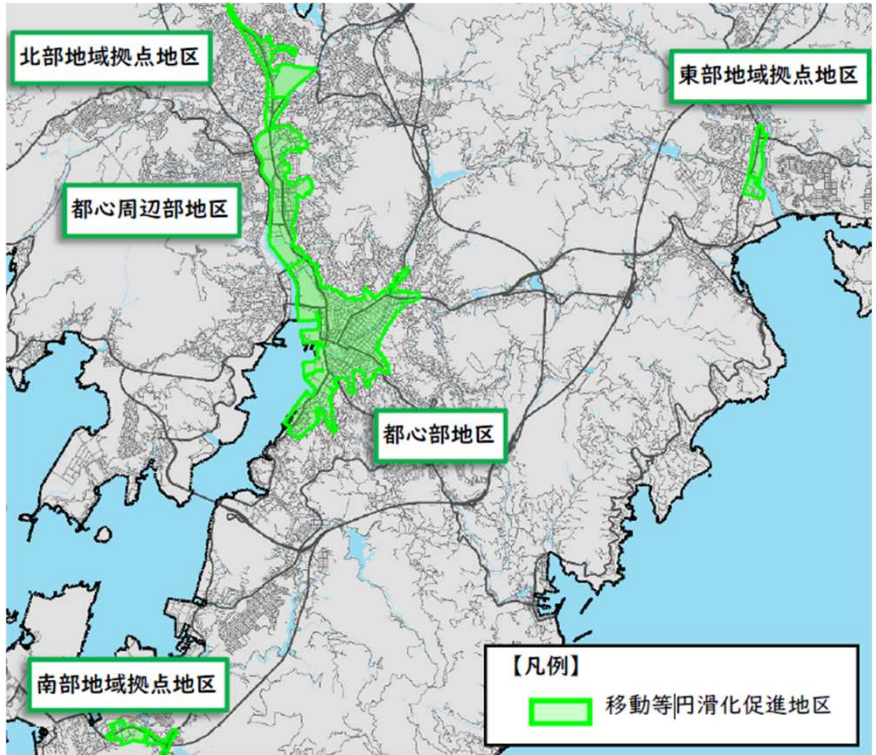
質 疑 応 答

## 議題(1)次期バリアフリーマスタープランの方針について

- バリアフリーマスタープランとは
- 基本方針の見直し検討結果(関連法令との整合性、現行計画の評価、市民意向調査結果)
- 次期計画の基本方針について(まとめ)

バリアフリーマスタープランとは(参考資料1\_P.3参照)

バリアフリー法に則し作成されるもので、移動等円滑化促進地区を定め、主に地区内のバリアフリー化を促進するため、**本市が面的一体的なバリアフリー化の考えを示すもの。**

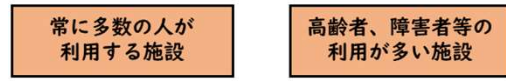


地区名	区域設定方法
都心部	都市機能誘導区域と第2期長崎市中心市街地活性化基本計画区域を重ね合わせ、さらに松が枝国際観光船埠頭の2パース化事業区域を含め設定する。
都心周辺部	都市機能誘導区域に、旧基本構想の重点整備地区のうち、浦上天主堂から大橋電停に至る区域を含め設定する。
北部地域拠点	都市機能誘導区域により設定する。
東部地域拠点	※ 医療、福祉、商業施設などの都市機能を、都市の中心的な拠点に集約・誘導するために定められるもの。
南部地域拠点	

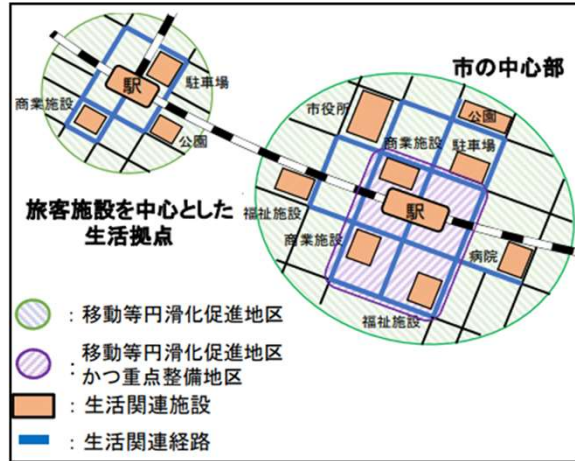
<地区の設定要件(法第2条第23号)>

- ① **生活関連施設**があり、かつそれらの間の移動が通常徒歩で行われる地区(面積が400ha未満)
- ② **生活関連施設**及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区
- ③ バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

生活関連施設設定の考え方



生活関連経路設定の考え方



施設区分	設定基準
旅客施設	全ての施設(鉄道施設、軌道施設、バスターミナル)
官公庁等	行政施設(行政サービス窓口となる施設) 郵便局(ゆうゆう窓口がある施設)
教育・文化施設等	図書館、市民会館・文化ホール・公民館等 公立小中学校、博物館・美術館・資料館
保健・医療・福祉施設	病院 福祉施設(老人福祉施設、障害児入所施設・児童発達支援センター、障害者支援施設等)
商業施設	店舗(店舗面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の施設)
公園・運動施設	公園(近隣公園以上等の施設) 体育館その他屋内施設(大規模大会や市内大会が開催される施設)
観光施設	観光施設(長崎市観光・MICE戦略に記載されている主要な施設等)
路外駐車場	路外駐車場(駐車枠の面積が500m <sup>2</sup> 以上で料金を徴収し、公共が管理する施設)
その他の施設	避難所(行政が管理する施設)、結婚式場、葬祭場

# ➤ バリアフリーマスタープランとは(資料1\_P.1~P.2参照)

## ≪バリアフリーを取り巻く本市の現状≫

- (1) 市の動向
- 人口減少・少子高齢化の進行 ●「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」の都市づくりの取組み ●「100年に一度」と称されるまちづくりの変革期 ●訪日外国人を含めた観光客の増加
- (2) 長崎市移動等円滑化推進協議会
- ソフト施策の充実 ⇒ソフト施策について、具体的に盛り込む必要
- バリアフリーに関する知識 ⇒事業実施者のバリアフリーに関する知識向上が必要
- (3) 高齢者、障害者団体
- 公共交通機関
  - 低床車両<sup>※2</sup>を更に導入して欲しい ○立体横断施設を平面化して欲しい
  - 乗換えが必要な施設は利用しない
- 歩道
  - 視覚障害者誘導用ブロック<sup>※3</sup>の輝度比を確保して欲しい、極力設置して欲しい
  - 段差を改善して欲しい ○石畳舗装の凹凸は歩きにくい
  - グレーチング<sup>※4</sup>の溝が広く白杖が引っかかる
- 交通安全
  - 音響式信号を付けて欲しい ○エスコートゾーンを設置して欲しい
- 建築物
  - スロープが急こう配で車椅子では使いにくい ○看板の内容がわかりにくい
  - サインマークが統一されていない
- 心のバリアフリー
  - 道路上への置き看板等をやめて欲しい ○困っている時に声をかけて欲しい
  - 視覚障害者誘導用ブロック上で立ち止まったり、駐車をしないで欲しい
  - 公共交通車内で席を譲るアナウンスをして欲しい
  - 車椅子利用者用駐車施設を適正に利用して欲しい
- バリアフリー情報の発信
  - バリアフリー箇所を積極的に情報発信して欲しい ○バリアフリーされた施設を選んで行く
- (4) 市政モニターアンケート
- 歩道 ⇒歩道のバリアフリー化が進んでいないと感じる市民が多い
- 心のバリアフリーの認知度 ⇒心のバリアフリーという言葉を知らない市民が多い
- (5) その他
- 特定事業の着実な実施 ⇒特定事業の着実な実施が図られていない

≪課題1≫ まちづくりの方向性を踏まえたバリアフリー化の推進	≪課題2≫ 歩道のバリアフリー化の推進	≪課題3≫ 心のバリアフリーの認知と取組みの強化	≪課題4≫ ソフト施策の取組み強化	≪課題5≫ バリアフリー事業の着実な実施
-----------------------------------	------------------------	-----------------------------	----------------------	-------------------------

## ≪バリアフリーの推進に関する基本方針≫

基本方針1 ユニバーサルデザインを基本としたバリアフリー化の推進

◇ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備の推進  
「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、各種施設等の整備を推進します。

◇まちづくりの方向性と整合したバリアフリー化の推進  
多くの市民や観光客が利用する施設や観光地、それらをつなぐ経路については、まちづくりの方向性との整合を図りつつ、重点的・一体的なバリアフリー化を推進します。

◇定期的な修繕と改良の推進  
既にバリアフリー化が図られた箇所についても、利用者の意見を聞きながら、定期的な修繕と改良を推進します。

基本方針2 公共交通のバリアフリー化の推進

◇公共交通車両のバリアフリー化の推進  
多くの市民や観光客の移動を支える路線バスや路面電車、タクシーなどの公共交通車両のバリアフリー化を推進します。

◇交通結節機能の強化と乗り継ぎ環境の向上  
主要な旅客施設においては、交通結節点としての機能を強化し、円滑に乗り継ぎができる環境を整えます。

基本方針3 みんなが支え合い、つながる心のバリアフリーの推進

◇バリアフリー理解向上に向けた啓発・広報活動の取組みの推進  
市民一人ひとりがバリアフリーに対する理解を深めるため、啓発・広報活動などの取組みを推進します。

◇積極的な行動に向けた教育活動の取組みの推進  
手助けや声かけなど積極的な行動につなげるため、幅広い教育活動などの取組みを推進します。

◇協働による心のバリアフリーの推進  
長崎を訪れる多様な人々を含め、だれもが不自由なくすごせるように市民や事業者などと協働して心のバリアフリーを推進します。

基本方針4 バリアフリー情報の充実と発信

◇バリアフリー情報充実と環境整備  
バリアフリーに関する情報の充実を図るとともに、どこでも、だれでも、自由に、必要な情報を受け取ることができる環境を整え、情報発信を行います。

基本方針5 連携と協働による段階的・継続的なバリアフリー化の推進

◇連携・協働とスパイラルアップによるバリアフリー化の推進  
バリアフリー化は関係機関が多岐にわたり、費用や整備内容の面では短期間で完了することが難しい場合もあることから、関係機関が連携・協働するとともに、段階的・継続的な取組みによるスパイラルアップを推進します。

◇移動等円滑化推進協議会による進行管理や検証の実施  
バリアフリー事業を着実に実施していくため、移動等円滑化推進協議会による定期的な進行管理や検証を行うとともに、必要に応じて計画の見直しや新たな取組みについて検討を行います。

➤ 社会状況の変化(関連法令との整合性)

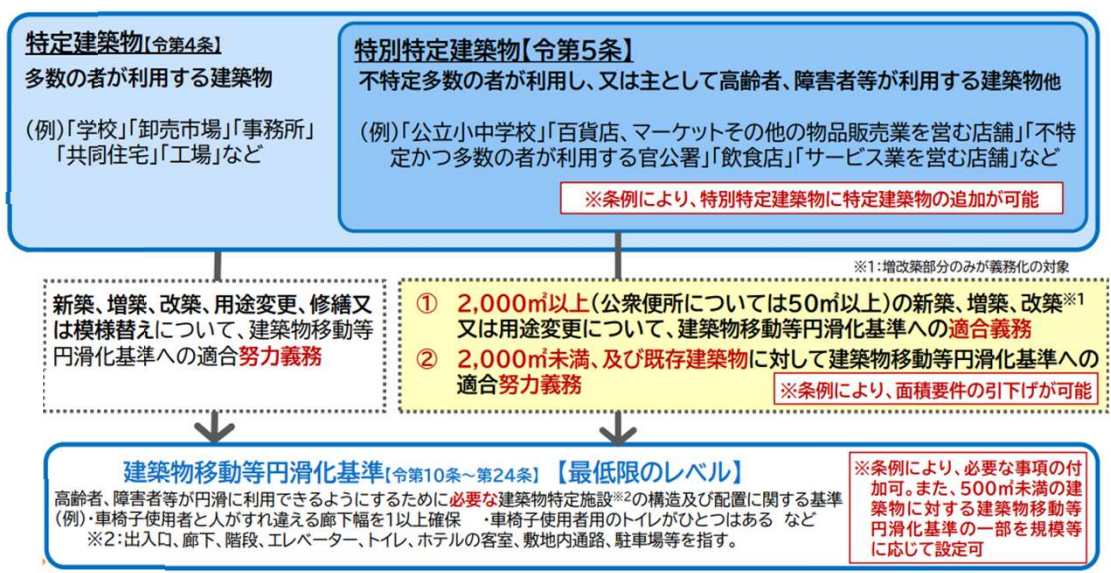
今回の改正は、既にバリアフリー化の義務化が対象とされている施設の基準強化に過ぎず、新たな施設種別の追加設備の義務化を含むものではない  
よって、マスタープランで定める**基本方針の変更**に要する影響はないと判断。

バリアフリー法施行令の改正(公布:令和6年6月21日 施行:令和7年6月1日)

- (1) 便所(トイレ)に係るバリアフリー基準の見直し**  
 (現行) 建築物に1以上、車椅子使用者用便房を設ける。  
 ⇒ **原則、建築物の階ごと(各階)に1以上、車椅子使用者用便房を設ける。**  
 床面積の合計が1,000㎡に達する毎に、1箇所以上設置
- (2) 駐車場に係るバリアフリー基準の見直し**  
 (現行) 駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を1以上設ける。  
 ⇒ **駐車施設の数に応じ、一定数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。**  
 駐車施設の数が200 以下の場合：当該駐車施設の数の2%以上、200 超 の場合：1%+2以上  
 (例 1~50台の場合：1以上、51~100台の場合：2以上)
- (3) 劇場等の客席に係るバリアフリー基準の見直し**  
 (現行) 客席毎に1以上、車椅子使用者用部分を設ける。  
 ⇒ **座席数に応じ、一定数以上の車椅子使用者用部分を設ける。**  
 座席数が400 以下の場合：2以上、400 超 の場合：当該座席数の0.5%以上



建築物移動等円滑化基準(義務基準)の強化



出典：改定内容周知のチラシ (国土交通省HP)



## ➤ 現行計画の評価(特定事業の進捗率)

事業数の多い道路特定事業では、未整備事業が多く、予算確保や関係機関との調整等により遅れやが生じやすいことから、進捗率は70%に留まっています。全体の進捗率は、策定当初の目標値である旧特定事業計画の進捗率75.4%を下回る状況であり、今後も**進捗率の向上は課題**として位置付けるものとする。

**【公共交通特定事業】**  
長崎駅前電停のエレベーター整備及び有効幅員の確保、各種移動等円滑化基準適合車両の導入で進捗率は94%です。

**【道路特定事業】**  
道路勾配や段差の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置、立体横断施設の平面化等で進捗率は**70%**です。

**【路外駐車場特定事業】**  
思いやり駐車区画の設置、階段への手すりの設置、わかりやすい案内サインの整備で、進捗率は75%です。

**【都市公園特定事業】**  
魚の町公園における段差解消や階段への手すり設置で進捗率は100%です。

**【建築物特定事業】**  
長崎市新庁舎における視覚障害者誘導用ブロックの設置や案内板等の整備、川口アパート建替えにおけるバリアフリー化で進捗率は75%です。

**【交通安全特定事業】**  
エスコートゾーンの設置で進捗率は75%です。

**【教育啓発特定事業】**  
接遇研修や施設のバリアフリー情報の提供で進捗率は100%です。

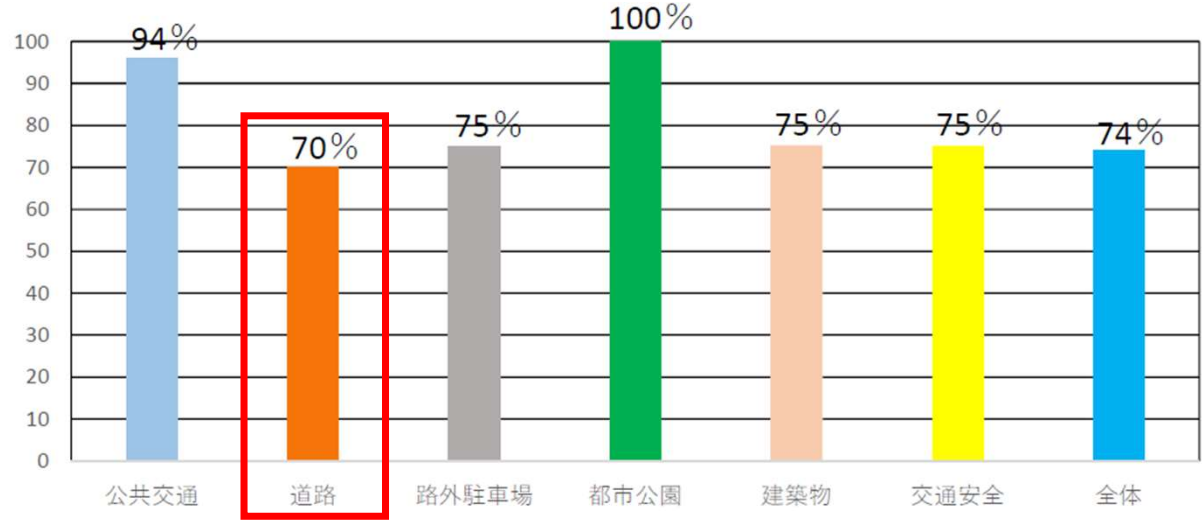
**令和6年度末時点の進捗率**

進捗率の算出方法：各事業の進捗率合計／事業件数

各事業の進捗率(%)を件数に換算し、評価しております。(50%→0.5件)

事業種別	事業件数				進捗率
	事業完了	既済部分(事業中)	未着手	総数	
公共交通	8件	0.5件(1件)	0件	9件	94%
道路	35件	13.95件(22件)	12件	69件	70%
路外駐車場	6件	0件	2件	8件	75%
都市公園	1件	0件	0件	1件	100%
建築物	1件	0.5件(1件)	0件	2件	75%
交通安全	3件	0件	1件	4件	75%
全体		68.9件	20件	93件	74%

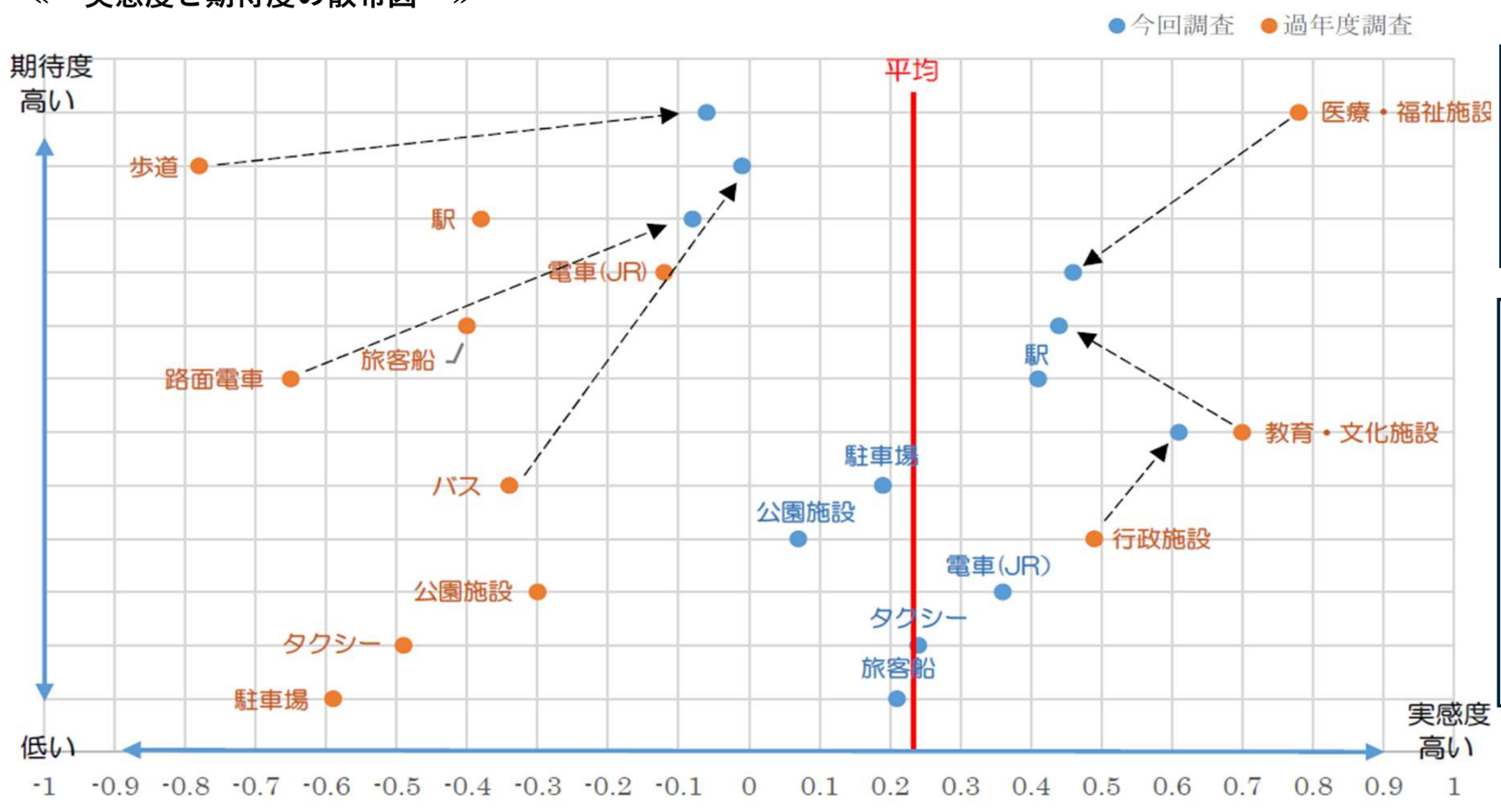
令和5年度は58%



市民意向調査結果(市政モニターアンケート、高齢者・障害者団体アンケート) ⇒ 詳細は参考資料2

過年度(R1)に比べ、全体的にバリアフリー化された実感は上昇しているが、「歩道」や「路面電車」、「バス」においては、依然マイナス域と実感度が低く優先的な課題のままである。  
 よって、現行計画で定める「歩道」と「公共交通」を重視した課題設定は妥当性があり、後も継続的な課題として位置付けるものとする。

＜ 実感度と期待度の散布図 ＞



今後、特にバリアフリーを重点的に進めるべきと感じる項目を3つまでお選びください。  
 ↓  
**回答数 (順位) = 期待度**

どの程度バリアフリー化が進んだと感じますか  
 ↓  
**回答数 (平均点) = 実感度**

※ 回答内容に応じて点数化

- ・十分進んだ (2点)
- ・やや進んだ (1点)
- ・あまり進んでいない (-1点)
- ・全く進んでいない (-2点)

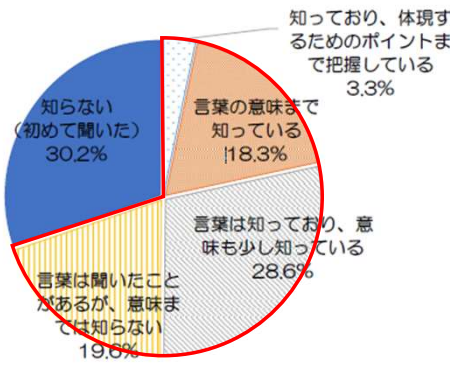
➤ 市民意向調査結果(市政モニターアンケート、高齢者・障害者団体アンケート) ⇒ 詳細は参考資料2

今回の調査結果から、用語の認知度は高水準に至っておらず、言葉の意味や具体的な行動・利用方法等の周知が足りていないことが明らかとなった。

「心のバリアフリー」や「バリアフリーマップ」等のソフト面における取組は、本市の基本理念を実現する重要な要素として変わりないため、**現行の基本方針継続を判断**。

◀ 心のバリアフリー ▶

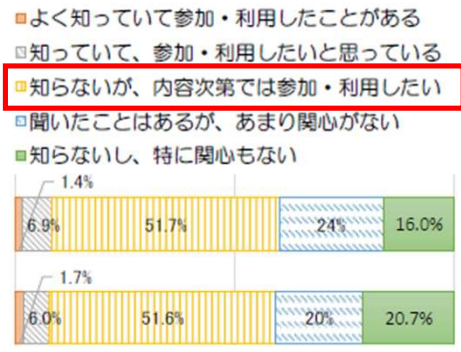
「心のバリアフリー」という言葉とその意味を知っていますか。



「心のバリアフリー」における用語の認知度は、国土交通省が掲げる「バリアフリー法に基づく基本方針」で設定されている2025年度末数値目標(50%)を上回る**69.8%**となり、マスタープランの策定等による周知効果が一定見られる結果となった

◀ バリアフリー情報サイト ▶

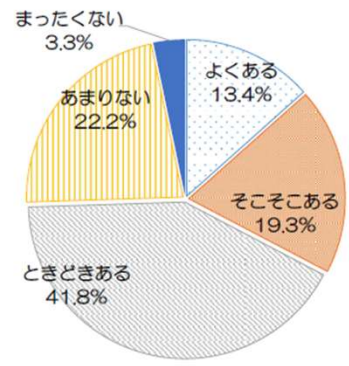
		よく知っている	知っている	知らないが、内容次第では参加・利用したい	聞いたことはあるが、あまり関心がない	知らないし、特に関心もない
Webサイト	バリアフリーマップ(市内バリアフリー情報)	4	20	149	69	46
	travel Nagasaki(観光地のバリアフリー情報)	5	17	147	57	59



「バリアフリーマップ」の認知度が低いものの、内容次第では利用したいと考える回答が多く、バリアフリー情報の充実や情報取得の容易さが課題であることが明らかになった。



周囲で困っている人に対して、自ら声をかけたり、手助けした経験はありますか。



他者とのコミュニケーションをとって行動しようとする人の割合は、原則100%を目標としているが、今回の調査で**96.7%**と高水準であることがわかりました。

# ➤ まとめ(次期基本方針)

関係法令との整合性確認および市民意向調査を実施した結果、新たに優先すべき課題は抽出されなかった。また、歩道、路面電車、バスに関する課題の優先度が依然として高く、心のバリアフリー等のソフト面における取組みについても、認知度の向上や取組み強化が引き続き課題となっている。以上より、現行の課題設定は妥当であり、それに基づく基本方針も変更する必要がないことから、**計画期間を5年間延伸する方針とする。**

- (3) 高齢者、障害者団体**
- 公共交通機関
    - 低床車両※2を更に導入して欲しい ○立体横断施設を平面化して欲しい
    - 乗換えが必要な施設は利用しない
  - 歩道
    - 視覚障害者誘導用ブロック※3の輝度比を確保して欲しい、極力設置して欲しい
    - 段差を改善して欲しい ○石畳舗装の凹凸は歩きにくい
    - グレーチング※4の溝が広く白杖が引っかかる
  - 交通安全
    - 音響式信号を付けて欲しい ○エスコートゾーンを設置して欲しい
  - 建築物
    - スロープが急こう配で車椅子では使いにくい ○看板の内容がわかりにくい
    - サインマークが統一されていない
  - 心のバリアフリー
    - 道路上への置き看板等をやめて欲しい ○困っている時に声をかけて欲しい
    - 視覚障害者誘導用ブロック上で立ち止まったり、駐車をしなくて欲しい
    - 公共交通車内で席を譲るアナウンスをして欲しい
    - 車椅子利用者用駐車施設を適正に利用して欲しい
  - バリアフリー情報の発信
    - バリアフリー箇所を積極的に情報発信して欲しい ○バリアフリーされた施設を選んで行く

- (4) 市政モニターアンケート**
- 歩道 ⇒歩道のバリアフリー化が進んでいないと感じる市民が多い
  - 心のバリアフリーの認知度 ⇒心のバリアフリーという言葉を知らない市民が多い

**新たに優先すべき課題がなく、市民意向による優先度も変化なし**

<p>≪課題1≫ まちづくりの方向性を踏まえたバリアフリー化の推進</p>	<p>≪課題2≫ 歩道のバリアフリー化の推進</p>	<p>≪課題3≫ 心のバリアフリーの認知と取組みの強化</p>	<p>≪課題4≫ ソフト施策の取組み強化</p>	<p>≪課題5≫ バリアフリー事業の着実な実施</p>
---	--------------------------------	-------------------------------------	------------------------------	---------------------------------

**基本方針1 ユニバーサルデザインを基本としたバリアフリー化の推進**

◇ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備の推進  
「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、各種施設等の整備を推進します。

◇まちづくりの方向性と整合したバリアフリー化の推進  
多くの市民や観光客が利用する施設や観光地、それらをつなぐ経路については、まちづくりの方向性との整合を図りつつ、重点的・一体的なバリアフリー化を推進します。

◇定期的な修繕と改良の推進  
既にバリアフリー化が図られた箇所についても、利用者の意見を聞きながら、定期的な修繕と改良を推進します。

**基本方針2 公共交通のバリアフリー化の推進**

◇公共交通車両のバリアフリー化の推進  
多くの市民や観光客の移動を支える路線バスや路面電車、タクシーなどの公共交通車両のバリアフリー化を推進します。

◇交通結節機能の強化と乗り継ぎ環境の向上  
主要な旅客施設においては、交通結節点としての機能を強化し、円滑に乗り継ぎができる環境を整えます。

**基本方針3 みんなが支え合い、つながる心のバリアフリーの推進**

◇バリアフリー理解向上に向けた啓発・広報活動の取組みの推進  
市民一人ひとりがバリアフリーに対する理解を深めるため、啓発・広報活動などの取組みを推進します。

◇積極的な行動に向けた教育活動の取組みの推進  
手助けや声かけなど積極的な行動につながるため、幅広い教育活動などの取組みを推進します。

◇協働による心のバリアフリーの推進  
長崎を訪れる多様な人々を含め、だれもが不自由なくすごせるように市民や事業者などと協働して心のバリアフリーを推進します。

**基本方針4 バリアフリー情報の充実と発信**

◇バリアフリー情報充実と環境整備  
バリアフリーに関する情報の充実を図るとともに、どこでも、だれでも、自由に、必要な情報を受け取ることができる環境を整え、情報発信を行います。

**基本方針5 連携と協働による段階的・継続的なバリアフリー化の推進**

◇連携・協働とスパイラルアップによるバリアフリー化の推進  
バリアフリー化は関係機関が多岐にわたり、費用や整備内容の面では短期間で完了することが難しい場合もあることから、関係機関が連携・協働するとともに、段階的・継続的な取組みによるスパイラルアップを推進します。

◇移動等円滑化推進協議会による進行管理や検証の実施  
バリアフリー事業を着実に実施していくため、移動等円滑化推進協議会による定期的な進行管理や検証を行うとともに、必要に応じて計画の見直しや新たな取組みについて検討を行います。

## 質 疑 応 答

## 議題(2)次期バリアフリー基本構想の方針について

- バリアフリー基本構想とは
- 重点整備地区の設定について(生活関連施設・経路の動向、道路現況調査結果)
- 特定事業の設定について(新たに設定すべき事業の追加)
- 次期バリアフリー基本構想の変更について(まとめ)

➤ バリアフリー基本構想とは(資料1\_P9.~P.12参照)

マスタープランに即し策定されるもので、移動等円滑化促進地区に位置付けた5つの地区のうち、日平均利用者数が5,000人を超える施設(特定旅客施設)があり、かつ生活関連施設が高密度に集積している地区を重点整備地区と定め、地域特性を踏まえた具体的な事業(特定事業)を位置づけ、バリアフリー化を推進するもの。

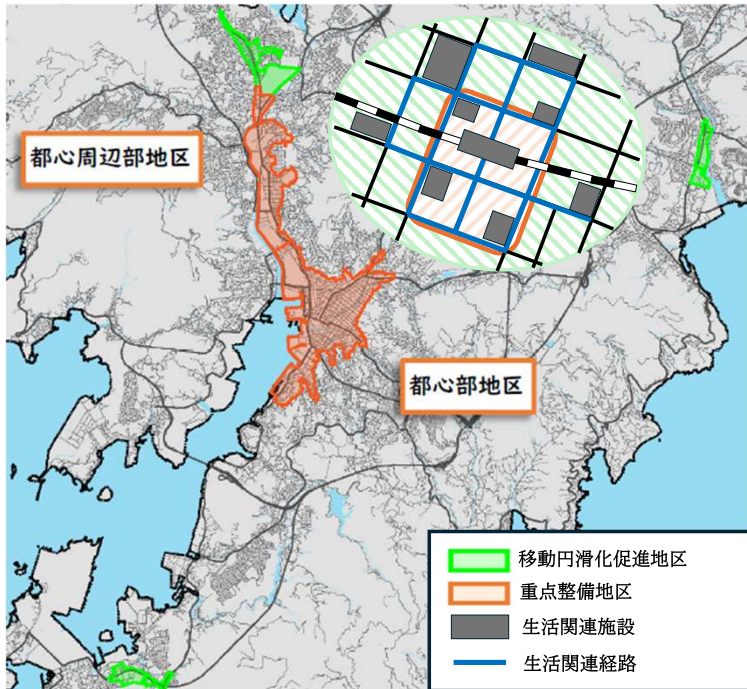
長崎市バリアフリーマスタープラン

即す

長崎市第2期バリアフリー基本構想

種類

- 公共交通 ○道路 ○路外駐車場
- 都市公園 ○建築物 ○交通安全 ○教育啓発



公共交通特定事業

ノンステップバスの導入



ホームドアの設置等



道路特定事業

視覚障害者誘導用ブロックの設置



車道との段差解消



路外駐車場特定事業

車椅子使用者用駐車区画の整備等



都市公園特定事業

園路の段差解消  
障害者対応型トイレの整備等



建築物特定事業

建築物内のエレベーター設置等の段差解消



障害者対応型トイレの整備



交通安全特定事業

音響式信号機  
残り時間のわかる信号機



エスコートゾーンの設置



**+** R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

(想定される事業)

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育(バリアフリー教室)
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・障害者用トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会等

【教育啓発特定事業のイメージ】



小学生による公共交通の利用疑似体験



タクシー事業者におけるユニバーサルマナー研修

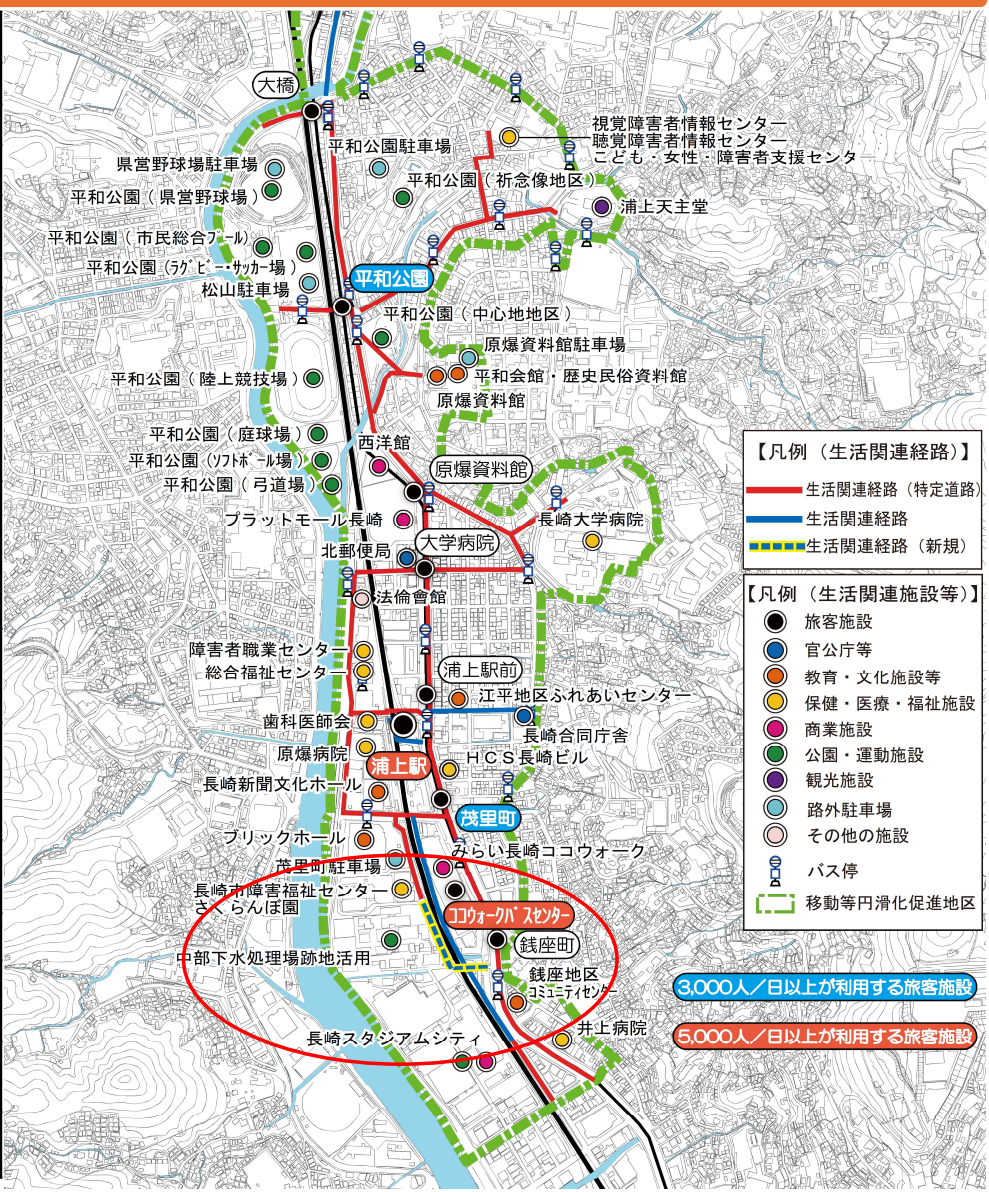
# > 重点整備地区の設定について(都心部地区)

施設区分		生活関連施設
官公庁等	行政施設	長崎県庁、長崎市役所、長崎税務署、長崎振興局万才町庁舎、長崎警察署、大浦警察署、長崎労働局、長崎地方方法務局、長崎税関、長崎南年金事務所、長崎県警察本部、長崎地方裁判所、長崎家庭裁判所・簡易裁判所
	郵便局	長崎中央郵便局(移転)
教育・文化施設等	図書館	長崎市立図書館、県立長崎図書館郷土資料センター(建設中)
	市民会館 文化ホール 公民館等	長崎市民会館、NBC別館(仮称)NBC長崎放送本社跡地開発計画(建設中)、長崎市市民生活プラザホール、出島メッセ長崎、新文化施設(建設予定)、中央公民館、大浦地区公民館、桜馬場地区ふれあいセンター
	公立小中学校	桜町小学校、諏訪小学校、梅香崎中学校
	博物館・美術館 資料館	長崎県美術館、長崎歴史文化博物館、長崎孔子廟・中国歴代博物館
保健・医療 福祉施設	病院	長崎市中央保健センター、長崎みなとメディカルセンター、済生会長崎病院、昭和会病院、長崎掖済会病院、長崎リハビリテーション病院、長崎市夜間急患センター、出島病院、長崎腎病院、長崎あせさい病院、小林病院、ながさきハートクリニック
	福祉施設	長崎市社会福祉会館(仮移転)
商業施設	店舗	アミュプラザ長崎、ゆめタウン夢彩都、浜屋百貨店、ハマクロス411、長崎出島ワーフ、(仮称)新大王再開発ビル(建設中)新大工町ファンスクエア
公園・運動施設	公園	長崎水辺の森公園、中島川公園、出島表門橋公園、魚の町公園、桜町近隣公園(建設予定)
	体育館その他 屋内施設	長崎市民体育館
観光施設	観光施設	出島、グラバー園、大浦天主堂
路外駐車場	路外駐車場	市営桜町駐車場、市営長崎市民会館地下駐車場、市営松が枝町駐車場、市営松が枝町第2駐車場、長崎港ターミナル駐車場、長崎歴史文化博物館駐車場、長崎市立図書館駐車場、長崎港松が枝国際ターミナル駐車場、出島メッセ長崎駐車場、県営常盤駐車場
その他の施設	避難所	中央公民館、大浦地区公民館、桜馬場地区ふれあいセンター、桜町小学校、諏訪小学校、梅香崎中学校、長崎市立図書館
	結婚式場 葬祭場	ザ・マーカスクエア長崎、サンプリエール、ANAクラウンプラザホテル長崎、ホテルニュー長崎、公善社



## > 重点整備地区の設定について(都心周辺部地区)

施設区分		生活関連施設
官公庁等	行政施設	長崎合同庁舎
	郵便局	長崎北郵便局
教育・文化施設等	図書館	—
	市民会館 文化ホール 公民館等	長崎ブリックホール、長崎新聞文化ホール、長崎市平和会館、 銭座地区コミュニティセンター、江平地区ふれあいセンター
	公立小中学校	—
	博物館・美術館 ・資料館	長崎原爆資料館、長崎歴史民俗資料館
保健・医療 ・福祉施設	病院	長崎大学病院、長崎原爆病院、井上病院、長崎県歯科医師会、 HCS長崎ビル
	福祉施設	長崎市障害福祉センター、長崎県総合福祉センター、 長崎県視覚障害者情報センター、長崎県聴覚障害者情報センター、 長崎こども・女性・障害者支援センター、長崎障害者職業センター、 児童発達支援センターさくらんぼ園
商業施設	店舗	みらい長崎ココウォーク、 <b>西洋館</b> 、プラットモール長崎、 長崎スタジアムシティ (商業施設) <b>-(計画中)-</b>
公園・運動施設	公園	平和公園 (中心地地区、祈念像地区、 <b>陸上競技場移転</b> 、ラグビー・サッ カー場、県営野球場、市民総合プール、庭球場、 <b>ソフトボール場移転</b> 、 弓道場)
	体育館その他 屋内施設	長崎スタジアムシティ (スタジアム・アリーナ) <b>-(計画中)-</b> <b>中部下水処理場跡地活用</b>
観光施設	観光施設	<b>浦上天主堂</b>
路外駐車場	路外駐車場	市営平和公園駐車場、県営野球場駐車場、市営松山町駐車場、 市営茂里町駐車場、長崎原爆資料館駐車場
その他 の施設	避難所	江平地区ふれあいセンター (再掲)、 大橋地域コミュニティ消防センター
	結婚式場、 葬祭場、 <b>教会</b>	法倫會館、大橋メモリードホール、 <b>浦上天主堂</b>



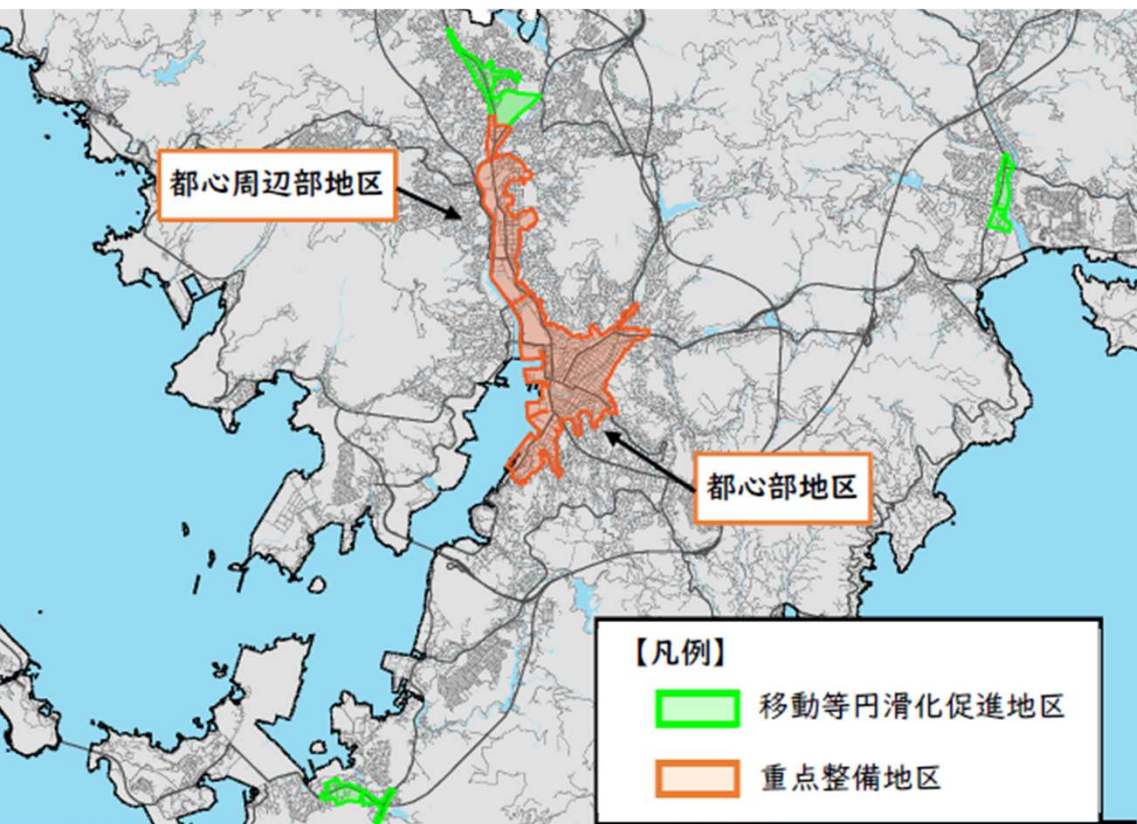
## 重点整備地区の設定について(まとめ)

重点整備地区の拡大にあたっては、既存地区におけるバリアフリー化が一定程度、面的に進行していることを前提とすべきと考えている。

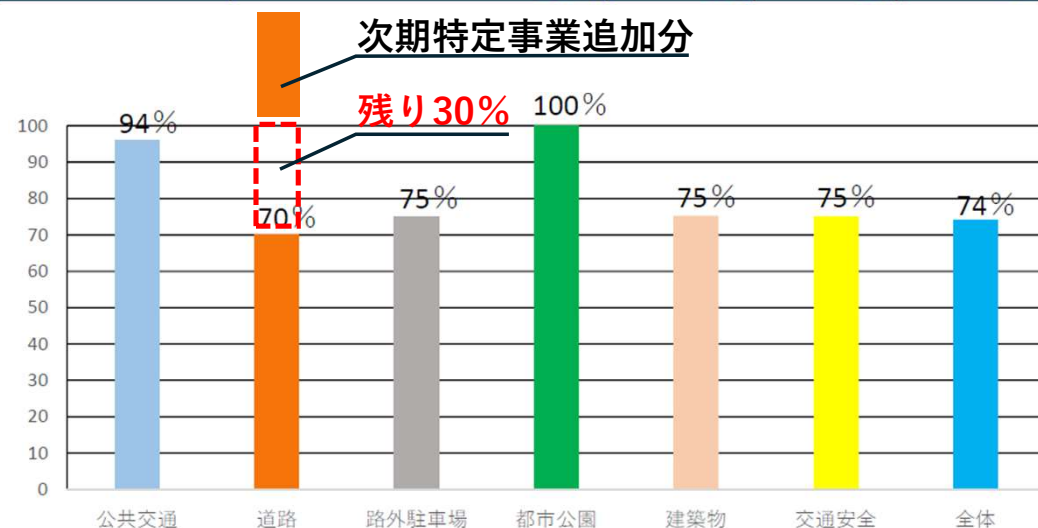
今回の調査では、生活関連施設の動向に大きな変化もなく、高密度に集積した地区が新たに生まれていない状況であること。

また、特定事業の大半を締め、移動の基盤となる道路では、バリアフリー化すべき事業進捗率が70%に留まっており、未整備事業が30%残っている状況であること。加えて、既存地区内においてもバリアフリー化すべき事業が収束しておらず、新たな特定事業の追加があること。

これらの状況を踏まえ、現段階においては、**重点整備地区の拡大は時期尚早であると判断し、拡大を見送ることとしました。**



事業種別	事業件数			総数	進捗率
	事業完了	既済部分(事業中)	未着手		
公共交通	8件	0.5件(1件)	0件	9件	94%
道路	35件	13.95件(22件)	12件	69件	70%
路外駐車場	6件	0件	2件	8件	75%
都市公園	1件	0件	0件	1件	100%
建築物	1件	0.5件(1件)	0件	2件	75%
交通安全	3件	0件	1件	4件	75%
全体		68.9件	20件	93件	74%



## ➤ 重点整備地区の設定について(まとめ)

事業の進捗率のみならず、主要な道路におけるバリアフリー化の進捗状況を踏まえた評価も必要であると考えております。

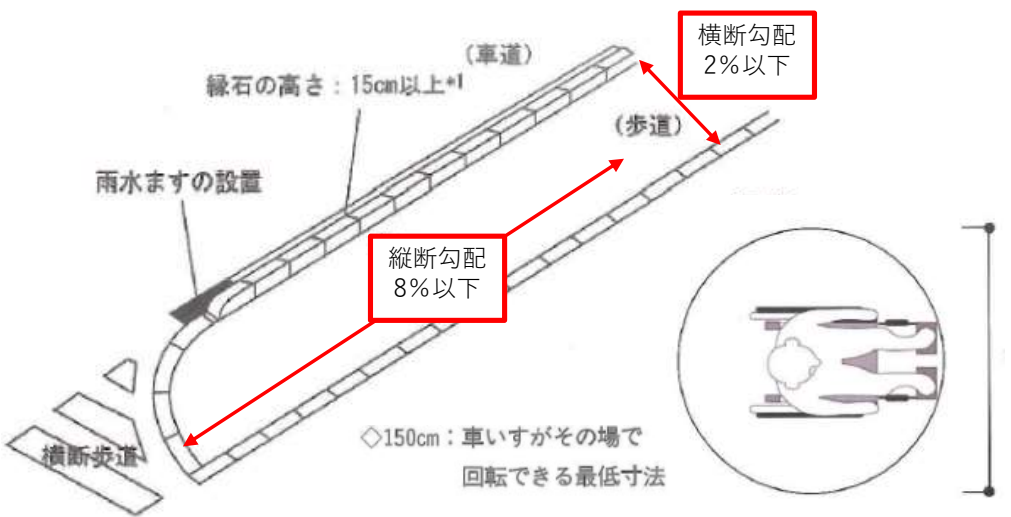
国が示すバリアフリー化の整備目標には、**※特定道路**の進捗率が掲げられており、2030年には約77%としております。

バリアフリー化済みと判断する基準については、整理を要するものの、今後は現況調査の結果等を踏まえ、両方の進捗率をもって、重点整備地区の見直しについて判断していきたいと考えております。

**※** バリアフリー法に基づく**特定道路**は、国土交通大臣が指定した、主に駅や福祉施設などと、多数の高齢者や障害者が利用する主要な生活関連経路上の道路であり、全国で約 4,450kmが指定(**長崎市は約27km**)され、**移動等円滑化基準(省令)等への適合義務**が課せられております。

### ≪道路のバリアフリー化に関する最低限の考え方≫

- ・ 歩道の勾配緩和 (縦断勾配：8%以下 横断勾配：2%以下)
- ・ 歩道の有効幅員の確保 (原則：2.0m **経過措置**：1.5m以上)



		2030 (令和12) 年度末までの目標	2025年度末 数値目標	2030年度末 数値目標
<b>道路</b>	重点整備区域内の主要な生活関連経路を構成する道路におけるバリアフリー化率		約70%	約77%
<b>都市公園</b>	規模の大きい概ね2ha以上の都市公園におけるバリアフリー化率	園路及び広場	約70%	約70%
		駐車場	約60%	約60%
		便所	約70%	約70%
<b>路外駐車場</b>	特定路外駐車場におけるバリアフリー化率		約75%	約35% <small>(注)</small>
<b>信号機等</b>	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等のバリアフリー化率		原則 100%	原則 100%
	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている音響信号機及びエスコートゾーンの設置率		原則 100%	原則 100%

## ➤ 特定事業の設定について

特定事業とは、バリアフリー基準適合義務が課されていない既存施設(生活関連施設、生活関連経路、特定車両)について、バリアフリー化するための事業。

基本構想に位置づけることで、特定事業を実施すべき者に特定事業計画の作成とこれに基づく**事業実施の義務**を課し、バリアフリー化を推進するもの。

その種類と内容は、バリアフリー法で定められており、国のガイドラインに基づき本市の特定事業を設定しております。また、バリアフリー化すべき事業で、特定事業に該当しない場合においては、「その他の事業」と位置づけ推進している。

### 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(令和3年3月 国土交通省))

特定事業	概要
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更</li> <li>特定車両を床面の低いものとする事その他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業</li> </ul>
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置</li> <li>バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）</li> </ul>
路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備</li> </ul>
都市公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備</li> </ul>
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備</li> <li>全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備</li> </ul>
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置 【例】高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置 等</li> <li>バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止 【例】違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動 等</li> </ul>
教育啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動等円滑化の促進に関する児童、生徒または学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業 【例】学校の場を活用した市町村等によるバリアフリー教室の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催 等</li> <li>移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進または移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業 【例】障害当事者を講師とした住民向けのバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施、優先席や車椅子使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示 等</li> </ul>

### ア 公共交通特定事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容 (●：ハード事業 ◆：ソフト事業)	実施主体	実施予定時期	
				短期	中長期
特定事業	路面電車	●低床車両の導入	長崎電気軌道	○	○
	乗合バス	●低床車両の導入	長崎自動車	-	○
	乗合・貸切バス	●車椅子スペースの確保	長崎県交通局	-	○
	タクシー	●ユニバーサルデザインタクシーの導入	タクシー事業者	○	○
	長崎駅前電停	●停留場の有効幅員の確保	長崎県 長崎電気軌道	○	-
	新地中華街電停	●停留場の有効幅員の確保	長崎市 長崎電気軌道		事業化検討
その他の事業	鉄道車両	●車椅子スペースの確保	九州旅客鉄道	○	○
	旅客船	●車椅子スペースの確保 ●段差の改善	航路事業者	○	○
	長崎港ターミナル	●通路段差の改善 ●洗面台蛇口の改修	長崎県	○	-
	八千代町電停	●停留場の有効幅員の確保	長崎市 長崎電気軌道	○	-
	宝町電停	●立体横断施設の平面化	長崎県 長崎電気軌道		事業化検討

### イ 教育啓発特定事業

事業種別	主な事業内容 (●：ハード事業 ◆：ソフト事業)	実施主体	実施予定時期	
			短期	中長期
特定事業	◆高齢者、障害者等への配慮のための車内アナウンス等の実施	公共交通事業者	○	○
	◆職員の接遇向上のための研修		○	○

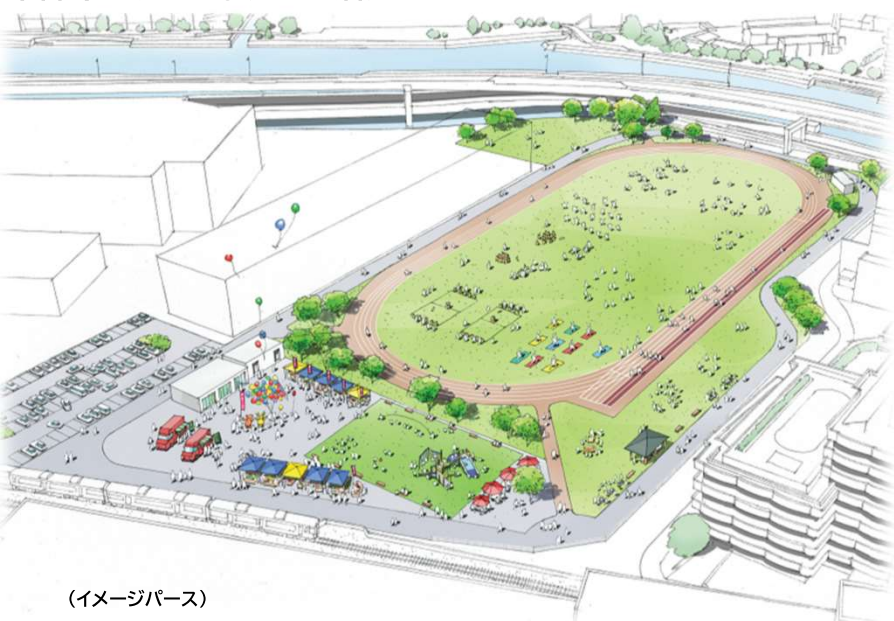
➤ 特定事業の設定について(新たに設定すべき事業の追加)

➤ 都市公園特定事業(その他の特定事業)

対象施設等	主な事業内容 (●:ハード事業 ◆:ソフト事業)	実施主体	実施予定時期	
			短期	中長期
中部下水処理場跡地の活用広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩道の整備</li> <li>●トイレの整備</li> <li>●案内板等の整備</li> </ul>	長崎市	事業化検討	



中部下水処理場跡地の活用



(イメージパース)

中部下水処理場跡地前面道路(写真)



長崎市障害福祉センターからの目線



長崎スタジアムシティからの目線

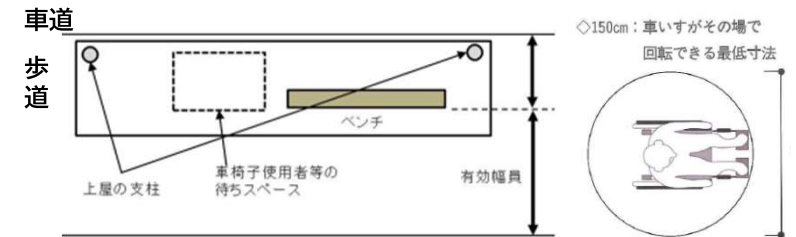
## ➤ 特定事業の設定について(新たに設定すべき事業の追加)

### ➤ 公共交通特定事業

対象施設等	主な事業内容 (●:ハード事業 ◆:ソフト事業)	実施主体	実施予定時期	
			短期	中長期
乗合自動車 停留場	●ベンチ及び上屋の設置検討	道路管理者(国、県、市) 長崎自動車、長崎県交通局	事業化検討	

### ○長崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例

**第十八条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。**  
ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

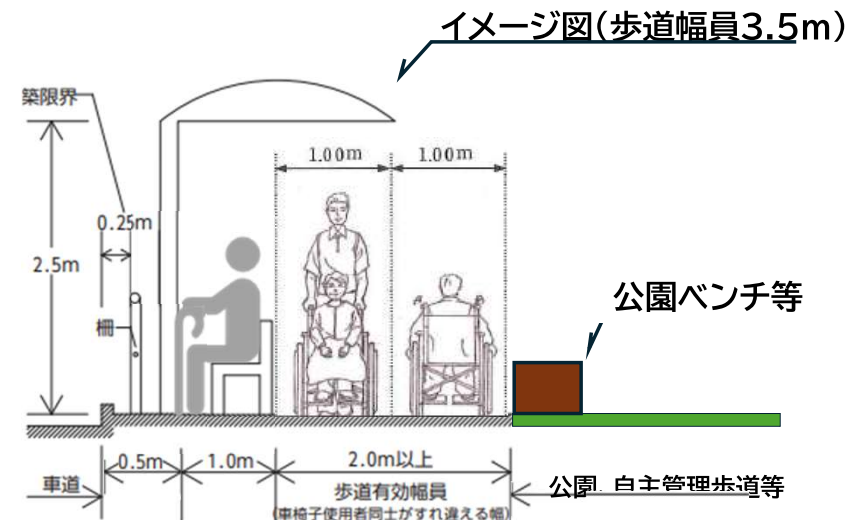


### ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(道路管理者の基準適合義務等) ←

**第十条 道路管理者は、特定道路又は旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）又は当該旅客特定車両停留施設（第三項において「新設旅客特定車両停留施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。** ←

**2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。** ←



## ➤ 特定事業の設定について(まとめ)

1) 現行計画に位置づけた継続事業については、引き続き掲載することとする。

### 【公共交通特定事業】

- ・ 床車両の導入(路面電車、乗合バス)
- ・ 車椅子スペースの確保(乗合バス、貸切バス)
- ・ ユニバーサルデザインタクシーの導入
- ・ 停留所の有効幅員の確保(路面電車)

### 【道路特定事業(生活関連経路)】

- ・ 歩道の設置
- ・ 十分な歩道幅員の確保
- ・ 歩道の段差の改善や勾配の緩和
- ・ 横断歩道や車道と接続部における段差の改善や勾配の緩和
- ・ 車道乗入れ部における勾配の緩和
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・ 歩道舗装の平坦性や透水性の確保
- ・ 電線類地中化
- ・ グレーチングの改良

### 【路外駐車場特定事業】

- ・ 車椅子利用者用駐車施設の設置
- ・ 高齢者、障害者、妊婦等のための駐車区画の設置(ダブルスペース)
- ・ 移動円滑化経路の段差解消

### 【都市公園特定事業】

- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・ 園路の段差の改善、勾配の緩和
- ・ 便所のバリアフリー化

### 【建築物特定事業】

- ・ 出入口や通路等の段差改善
- ・ 傾斜路の勾配緩和
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・ ピクトグラムの活用などによる案内板等の整備

### 【交通安全特定事業】

- ・ 音響式信号機の設置
- ・ エスコートゾーン設置

### 【教育啓発特定事業】

- ・ 職員の接遇研修等
- ・ 各施設ごとの適正利用の啓発活動

2) 現行計画の未整備事業(その他の事業含む)についても原則として、引き続き特定事業に位置づけることとする。

### 3) 新たに追加した特定事業

- ・ 中部下水処理場跡地前面道路(歩道の整備)
- ・ 中部下水処理場跡地の活用(バリアフリートイレ、案内板等の設置)
- ・ ベンチ及び上屋の設置検討

## 質 疑 応 答

# 今後のスケジュール

資料3

